

令和8年度「学校いじめ防止基本方針」（令和8年4月2日更新）

学校番号

| | |
|--------------|--------------|
| 学 校 名 | 福岡県立古賀特別支援学校 |
| 課程又は 教育部門 | 知的障がい・病弱 |



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

- 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを放置しない。
- いじめは許されない行為であることについて、児童生徒に十分に理解を促す。
- いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護するために、関係諸機関等と連携し、いじめの問題を克服することを目指す。

2 いじめの未然防止

- いじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全児童生徒を対象に働き掛ける。
- 全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
 - ・児童生徒一人一人が「できる」「分かる」と実感できる授業づくりに取り組む。
 - ・「自己選択する場」「自己決定する場」「承認される場」「有用とされる場」を設け、自己有用感や自己肯定感を育む。
 - ・挨拶や言葉遣い、時間や集団でのルールを守ることの指導、非行防止学習等を通して、社会性や規範意識、道徳心を高める。
 - ・教師と児童生徒との信頼関係の形成に努める。
 - ・学級や学習集団内の児童生徒間の人間関係を的確に把握する。
 - ・保健室等、学校の中で児童生徒が落ち着くことができる居場所をつくる。
 - ・保護者と連携し、学校、家庭、地域での児童生徒の状況について共有する。
 - ・聴き取りやアンケートの実施、相談ポストの設置、教育相談活動やいじめの認知数の周知、いじめに関する法令等の資料配布を保護者等に行う。
 - ・いじめ防止基本方針についての研修会や、いじめに関する相談及び調査についての説明会、外部講師等によるいじめ防止に関する研修会を実施する。
 - ・人権教育推進委員会と連携して、人権教育基本方針に基づいた人権教育を進める。
 - ・スクールカウンセラー等の外部専門家による、児童生徒への関わり方やカウンセリング（コンサルテーションを含む）、障がい特性に応じた指導方法等に関する研修会を実施する。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的考え方

- ささいな兆候であっても、いじめの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。
- いじめを隠したり、軽視したりすることなく、積極的に認知する。
- いじめは大人の目に付きにくい場所や時間帯で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを認識する。
- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- 個々の児童生徒理解に努め、様々な変化を捉えて、適切に対応していく。
- 児童生徒の小さな変化やサインを見逃さないように、日常的に様子観察に努める。
- 教職員相互が積極的に児童生徒に関する情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための取組

- 学校生活アンケートの実施(年3回)
- いじめアンケートの実施(年5回)
- 家庭用チェックリストの実施(年1回)
- スクールカウンセリングの実施(適宜)
- 家庭と担任間での情報交換(家庭訪問、個人懇談、連絡帳の活用等)
- 職員間での情報交換・共有(チーム会、実態報告会、生徒の情報交換会等)

4 いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織(「校内いじめ対策検討委員会」)を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
「いじめ防止等のための基本的な方針」P5

- いじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、教育的配慮の下、いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で毅然とした態度で指導する。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係諸機関等と連携して対応に当たる。
- 心身の苦痛を感じない者や、心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることを踏まえて、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化を捉えた対応を行う。
- SNSを介したインターネット上の誹謗中傷等のいじめに対しては、証拠の確保やサイト管理者への削除依頼等の対応を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けた場合の対応

- いじめ防止対策推進法第23条第3項の規定に従い、特定の教職員で抱え込まないよう、速やかに組織的に対応する。
 - ・発見、通報を受けた教職員は、チーフや学部主事、児童生徒指導課長、生徒指導主事等に当日中に報告する。状況に応じて、直接、管理職に報告し、「校内いじめ対策検討委員会」で情報を共有する。
 - ・管理職は、いじめの疑いがある事案を把握した段階で、速やかに教育委員会に電話で報告する。
- 事実確認の結果は、管理職が責任をもって教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- いじめの事実が確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、被害児童生徒とその保護者への支援、加害児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- 加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、少年サポートセンターや所轄警察署（粕屋警察署・宗像警察署・折尾警察署）と相談して対処する。
- 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 被害児童生徒とその保護者への支援

- いじめられたとされる児童生徒から、事実関係の聴取を行う。
- 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
- 家庭訪問等により、その日のうちに保護者に事実関係を伝える。
- 被害児童生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を払拭するよう努める。
- 事態の状況に応じて、複数の教職員が協力して見守りを行う等して、被害児童生徒の安全を確保する。
- 被害児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の方々等）と連携し、被害児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- 被害児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、必要に応じて加害児童生徒と学習環境を変えたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりする等して、教育を受けることができる環境を確保する。
- 必要に応じて心理や福祉の専門家、教員や警察官経験者等、外部専門家の協力を得る。
- いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。
- 事実確認のため、聞き取りやアンケート等により判明した情報を保護者に適切に提供する。

(4) 加害児童生徒への指導とその保護者への助言

- いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止め、その再発を防止する措置を取る。
- 事実関係の聴取次第、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行うことができるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- 加害児童生徒への指導に当たっては、自らの行動の責任を自覚できるように、「いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」の理解を促す。なお、加害児童生徒が抱える問題等、いじめ発生の背景を捉え、当該児童生徒の安全・安心や、健全な人格の発達に配慮する。
- 児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応を行う。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、更に出席停止、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童生徒に対して懲戒を加えることも考慮する。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、加害児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働き掛け

- いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えることができるように、状況に応じた対応の仕方を説明する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- はやしたてる等、同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解できるように、イラスト等を用いて、相手の心情を考える機会を設定した指導を行う。なお、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育むことができるように、学級全体での話し合い等を行う。
- 被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係を修復し、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるように、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) インターネット上のいじめへの対応

- 携帯電話(スマートフォン)の持込みについては、許可制とし、必ずフィルタリングサービスを依頼する。
- 児童生徒及び保護者を対象とした「保護者と学ぶ児童生徒規範意識育成事業」を活用して携帯電話の正しい使用法やネット上のトラブル等に関する研修会を実施したり、保護者にネットトラブルに関する資料を配布したりする。

- インターネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているため、プロバイダに対して速やかに削除を求める等、必要な措置を講じる。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める（プロバイダ責任制限法）。
- 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な障がいが生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署（粕屋警察署・宗像警察署・折尾警察署）に通報し、適切に援助を求める。
- SNS を利用したいじめ等は、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してこれらについての理解を求めていく。

（7）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされた場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

なお、いじめの解消については、「校内いじめ対策検討委員会」での会議により校長が判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または「(校内) いじめ対策検討委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。「(校内) いじめ対策検討委員会」は相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階でいじめの解消についての判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為の解消を判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為に心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛の有無を面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「校内いじめ対策検討委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上述のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害・加害児童生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

※児童生徒から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。
「いじめ防止等のための基本的な方針」P32

上述のような場合は、重大事態の発生と捉え、速やかに福岡県教育委員会を通じて福岡県知事へ報告するとともに、調査に着手し、事実関係を明確にする。児童生徒や保護者から、いじめられて重大な事案に至ったという申し立てがあったときは、重大事案が発生したものと報告・調査等に当たる。調査の主体は教育委員会が判断する。調査は、同種の事態の発生を止めるために行うものである。

調査は、事態に応じて「いじめ対策検討委員会」の構成員を精選、また公平性・中立性を確保する観点から、専門家等を加えた調査組織を設置して組織的に行う。

被害・加害児童生徒とその保護者からの聴き取りや、周辺からの情報収集を通して、事態に至る要因となったいじめ行為が、①発生時期（いつ頃から）②加害児童生徒（誰から）③様態（どのように）④いじめを生んだ背景や人間関係の問題⑤学校・教員の対応等について明確にする。

・重大事態調査に当たっては、事実関係を明らかにして、学校の対応を真摯に見つめ直し、再犯防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。

・アンケート調査や聴き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法を説明してから行う。

・調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組む。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条[重大事態]に係る調査のための組織の役割と機能
いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、福岡県教育委員会を通じて福岡県知事に報告し、福岡県教育委員会と協議の上、「いじめ対策検討委員会」を設置する。迅速に調査に着手して、支援方策を協議したり、被害児童生徒やその保護者に対して、適時、適切な方法で事実関係についての情報を提供したり、福岡県教育委員会へ調査結果を報告したりする。

調査主体は福岡県教育委員会が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。

特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。

専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に考慮する必要性が高い重大事態は以下のとおりである。

- ① 対象児童生徒が死亡しており、自殺または自殺が疑われる重大事態。
- ② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜している等、事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態。
- ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかである等、関係する児童生徒の保護者等と学校との間に不信感が生まれている重大事態。

7 学校評価

- いじめに関する学校評価については、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、達成状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況についてPDCAサイクルに基づいた評価を行う。評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図る。
- いじめに関する教職員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめ発生時の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に生かす。